

国際業務型独立行政法人の海外事務所の
機能的な統合について
最終とりまとめ

平成24年9月7日

外 務 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 経緯

(1) 本年1月20日、政府は以下のとおり、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定し、国際業務型法人については、以下のとおりとされた。

『国際交流基金（JF）、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）及び国際観光振興機構（JNTO）の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。』（「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）より抜粋（一部改変））

(2) 上記閣議決定を踏まえ、3法人以上の海外事務所が設置されている都市（16都市）について、機能的な統合の方向性を、本年3月30日に「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」として、関係省庁（外務省、経済産業省、国土交通省（観光庁））間で取りまとめた。

(3) 関係省庁及び各法人からなる実務者会合において、①上記機能的な統合の方向性に基じた取組のフォローアップ、②3法人以上の海外事務所が設置されている以外の都市についての「機能的な統合の在り方」の検討、を実施した。

(4) 今般、上記1.(3)①及び②の結果を、取りまとめた。

2. 3法人以上の海外事務所が設置されている都市（16都市）における「機能的な統合」の進捗状況

(1) 共用化、近接化の取組

- ① 関係省庁及び各法人からなる実務者会合により、累次の協議を実施するとともに、各都市においても、在外公館及び各法人で具体的取組につき検討を重ねた。
- ② 各都市においては取りまとめ法人が中心となり、他法人とも連携しつつ、現行の賃借契約終期を揃える検討を行いながら、他法人と共に入居できる可能性（物理的要件及びコストの両面）のある物件を探すための調査を行っている。新規物件については、各法人が現行物件のまま契約期間を延長する場合よりも、合理的なコスト削減が可能な物件を選定する。
- ③ その結果として、現在、各都市において共用化、近接化に向けた具体的な取

組・検討が行われているところであり、各都市の具体的な対応、物件調査の結果・状況等を別添2のとおり取りまとめたところである。(今後の市況等により、見直しが必要となる可能性がある。) 今後も、これを基に引き続き共用化・近接化を推進していく。

【具体的な共用化・近接化の事例】

ア インドネシア・ジャカルタ（J F、J I C A、J E T R Oが海外事務所を設置）

J F、J E T R Oが同一建物の別フロアに入居中であり、J I C Aは同地区内の近隣ビルに入居している。J N T Oが平成25年度中を目途に追加的な国費の投入を生じさせないことを前提に、J Fの海外事務所のスペース内にJ N T Oの事務所設置と共用化を検討する。

イ 大韓民国・ソウル（J F、J E T R O・J N T Oが海外事務所を設置）

J E T R O・J N T Oが平成25年度中を目処にソウル市主導で建設中のソウル・グローバルセンターにおいてワンストップサービスを実現させる事務所の設置を行うべく、同市へ申請を行っている。J Fは、中途解約が不可能であるため、契約満了時（平成27年3月）を目途に近接化を検討する。

ウ メキシコ・メキシコシティ（J F、J I C A、J E T R Oが海外事務所を設置）

全法人が、平成25年度中を目処に市内同地区に近接化する。

（2）ワンストップサービスに係る業務連携の抜本的強化

- ① 16都市において、海外拠点ワンストップサービスに係る業務協力に関する合意書を締結した。
- ② 合意書に基づく業務協力は、対象事務所における海外拠点ワンストップサービス担当者の指定・任命、相互の事業の関係先・顧客・職員に対する周知、定期的な会合の開催など、各法人のワンストップサービス担当者を結節点とした、他法人との相互連携による効率的な事業展開、その他相互の目的達成に資する事業の実施等により、オールジャパンの取組を強化する。
- ③ 当該都市に海外事務所を有しない法人が、円滑な事業展開を行うことができるよう拠点のない法人の出張者に対し、可能な便宜供与を相互に実施する。

3. 3法人以上の海外事務所が設置されている都市以外の都市における海外事務所の機能的な統合の在り方について

可能な限り、上記2. の16都市における機能的な統合の方向性に基づいた

取組を進める。具体的には、

(1) 2法人の海外事務所が設置されている都市(23都市)において、海外事務所の共用化・近接化の取組を進める。

(2) 2法人の海外事務所が設置されている都市(23都市)において、相互の事業の関係先・顧客・職員に対する周知、定期的な会合の開催、他法人との相互連携による効率的な事業展開等、事務所間の連携・協力関係(ワンストップサービス)の強化を進める。

(3) 当該都市に海外事務所を有しない法人が、円滑な事業展開を行うことができるよう、拠点のない法人の出張者に対し、可能な便宜供与を相互に実施する。

【具体的な共用化・近接化、連携事例】

ア シンガポール・シンガポール(JETRO及びJNTOが海外事務所を設置)

・JETRO及びJNTOが同一建物の別フロアに入居中である。

・ワンストップ連携にかかる事業協力として、本年5月に和歌山県が現地で実施した和歌山産食品のプロモーションをJETROとJNTOで共同支援したほか、会議室の共用利用など先行的に実施中。

イ ウズベキスタン・タシケント(JICA及びJETROが海外事務所を設置)

JICA及びJETROが同一建物の別フロアに入居中である。今後、両事務所の会議室の相互の利用等を行う予定である。

ウ コートジボワール・アビジャン(JICA及びJETROが海外事務所を設置)

JETROが、平成24年度中にJICAと同一建物の別フロアに入居する予定である。

4. 今後のフォローアップについて

関係省庁、各法人(本部)において、機能的な統合の進捗状況を定期的にモニタリングするとともに、各省独立行政法人評価委員会における業務実績評価の枠組を活用し、機能的な統合の進捗とその成果のフォローアップを行う。

別添1: 実務者会合等会議開催実績

別添2: 3法人以上の海外事務所が設置されている都市(16都市)における共用化、近接化の進捗状況

(了)